

# 「帯広まちなか歩行者天国実行委員会」規約

## (名称)

第1条 この会は、「帯広まちなか歩行者天国実行委員会」(以下、「本会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 本会は、帯広市の顔である中心市街地に賑わいをもたらし、快適に過ごせる空間とするため、多くの市民の参加により「帯広まちなか歩行者天国」を実施することで、定住人口・交流人口を増やし、中心市街地活性化・地域コミュニティの再生を図ることを目的とする。

## (構成)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する個人、団体、機関で構成する。

## (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「帯広まちなか歩行者天国」の実施に関する事業
- (2) 「帯広まちなか歩行者天国」に関する情報発信
- (3) その他第2条に掲げる目的に合致した事業

## (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 若干名
- (5) 幹事 30名以内
- (6) 監事 3名以内

2 本会に相談役、顧問及び参与を置くことができ、実行委員長がこれを委嘱する。

3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

## (職務)

第6条 実行委員長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し実行委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事長は、本会の実務及び事業を統括する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事は、幹事長を助け本会の実務及び事業を遂行する。
- 6 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
- 7 相談役、顧問及び参与は、実行委員長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

## (会議)

第7条 本会の円滑な運営を図るため、次の会議を置く。

- (1) 全体会議
- (2) 運営会議
- (3) 各部会議
- (4) 開催会議
- (5) 関係機関連絡会議

#### (全体会議)

- 第8条 全体会議は、第3条に定める全ての構成員で構成する。
- 2 全体会議は、必要に応じ実行委員長が招集する。
  - 3 全体会議は、事業の実施、運営に関し本会に意見、提案できる。

#### (運営会議)

- 第9条 運営会議は、必要に応じ実行委員長が招集する。
- 2 運営会議は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選出
- (5) 事業の実施に関する基本方針及び事項
- (6) 本会の運営に関する基本方針及び事項
- (7) その他、実行委員長が必要と認めた事項

#### (各部会議)

- 第10条 実行委員長は、事業実施にあたり、必要に応じて各部会議を設置できる。

- 2 各部会議、及び各部会議の構成員は、実行委員長が別に定める。
- 3 各部会議においては、事業実施に関するそれぞれの専門分野を協議する。
- 4 各部会議に部会長1名及び副部会長若干名を構成員の互選により置く。

#### (開催会議)

- 第11条 「帯広まちなか歩行者天国」の実施に関して事業内容の具体的な検討及び調整を図るため開催会議を置く。

- 2 開催会議は、幹事、各部会長、副部会長、その他の部員及び各イベント担当者により構成し、必要に応じて幹事長が招集する。
- 3 開催会議は、「帯広まちなか歩行者天国」の実施に係る次の事項について協議する。
  - (1) 実施内容及び配置に関する事項
  - (2) 個別事業の調整及び実施の可否に関する事項
  - (3) その他「帯広まちなか歩行者天国」の実施に関する事項

#### (関係機関連絡会議)

- 第12条 実行委員長は、必要に応じて、関係機関連絡会議を招集できる。

- 2 関係機関連絡会議の構成員は、実行委員長が別に定める。
- 3 関係機関連絡会議は、事業実施に伴う許認可などに関する事項等を協議し、本会に助言できる。

#### (事務局)

- 第13条 本会の事務局は、帯広市西1条南8丁目20番地に置く。

- 2 事務局に事務局長1名、事務局員若干名を置くことができ、実行委員長が委嘱する。

#### (経費)

- 第14条 本会の運営及び実施に必要な経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

#### (会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の事業運営についての必要事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年1月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年3月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年2月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月4日から施行する。